赤穂市立高雄小学校 いじめ防止基本方針

令和3年4月

■1 はじめに

いじめは、児童の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたっていじめを受けた児童生徒を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、この高雄小学校においても起こり得るとの認識をもって取り組まなければならない。

そのためには、常に保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつ、学校全体で組織的にいじめ防止及び早期発見に努めるとともに、児童生徒がいじめをうけていると思われるときは迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。

■2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法 第2条にはいじめについて次のように定義をしている。

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的(身体的な影響・金品をたかられる・隠される・壊される・嫌なことをされる、誹謗中傷等)な影響を与える行為(インターネット等を通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校においても、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、 法に定められた定義に基づき行うものとする。その際、いじめられた児 童生徒の立場に立つことを基本とし、表面的、形式的に判断するのでは なく、いじめには様々な態様があることを踏まえ、児童生徒の言動をき め細かく観察するものとする。

■3 いじめの理解

(1) いじめに見られる集団構造

いじめは加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りでは やし立てたり面白がったりする「観衆」や見て見ぬふりをし、暗黙の 了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在である。また、 一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位者の ものが下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、 周囲のものからは見えにくい構造もある。

さらに直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャルネットワーキングサービスでのやり取りの中でつくられている関係についても留意する。

(2) いじめの態様

いじめは、冷やかしやからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知 しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要などがある。た とえ、冷やかしやからかい等、一見仲間同士の悪ふざけに見えるよう な行為であっても、何度も繰り返されたり、多くのものから集中的に 行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。

特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめ と認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた児童生徒の心情 を踏まえて適切に認知する。 本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような 例を参考にしながら判断するものとする。

暴力を伴うもの

- ○軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 〇ひどくぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする等

暴力を伴わないもの

- 〇冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 〇仲間はずれ、集団による無視をされる
- 〇金品をたかられる
- ○金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 〇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- 〇パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

■ 4 いじめの防止等の高雄小学校での取り組み

- (1) いじめの防止等の対策のための組織
 - ① いじめの防止等に組織的に対応するために、学校長が任命した構成員からなるいじめ防止対策委員会を設置する。
 - ② いじめ防止対策委員会の構成員は次のとおりとする。

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 主幹教諭 養護教諭 特別支援教育コーディネーター SC SSW

- ③ いじめ防止対策委員会は次のような役割を担う。
 - (ア) 学校基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているか を点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルの検証 の中核となる役割
 - (イ) いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - (ウ) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報 の収集と記録、共有を行う役割
 - (エ) いじめの疑いに係る情報があったとき、緊急に会議を開いてい じめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、 指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった 対応を組織的に実施するための中核としての役割等

(2) 未然防止

いじめ問題を克服するために、本校の教育活動全体を通じて、すべての児童を対象にいじめの未然防止の取組を行う。

特にすべての児童に「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。」と理解を促し、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行う。また、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

① 道徳教育及び体験活動の充実(心の教育の推進)

教育活動全体を通じて、児童にかけがえのない自他の生命や人権 を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育・人権教育の充実を 図る。また、なかよし活動やふれあい活動、ボランティア活動を通 し、他者と深く関わる体験を重ね、児童の豊かな情操と道徳心を培 い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

② 学級経営の充実、学級活動・児童会活動の活性化

一人一人の子供たちの居場所が保障された安らぎのある学級づくりを行い、学級活動等で、児童一人一人が自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題解決や改善をはかったりする機会を設けることによって、児童のコミュニケーション能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。

③ 児童の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、児童に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身につけさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、児童一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりに努める。

④ 学習指導の充実 -授業づくりの改善と工夫-

児童一人一人に「確かな学力」をつけるための指導の在り方について研究し、実践する。授業においては、一人一人の子供ができる喜び・わかる喜びが実感できるよう、日頃から教材研究や授業研究を行うなど指導方法及び評価活動の工夫・改善に努める。

⑤ 開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめ防止について、保護者への理解を促すとともに、PTAと定期的に情報交換したり、まちづくり推進協議会や学校評議員の制度を活用するなど、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

⑥ インターネット上のいじめ防止

児童にソーシャルネットワーキングサービス等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が人権侵害行為であることをしっかりと指導するとともに、授業だけではなく、外部の専門家を招き児童にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。

また、保護者に対してフィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルール作り等を周知徹底する。

(3) 早期発見・早期対応

① 早期発見

いじめの発見の遅れは、早期解決を困難にさせ、問題の複雑化、深刻化につながることがあるため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう意識を高く保つとともに、教育相談体制を整え、いじめを積極的に認知することに努める。

(ア) いじめアンケートの実施

いじめアンケートを毎学期実施する。実施にあたっては、児童 が素直に自分の心を吐露しやすい環境をつくる。(回答の時間を十 分確保し、回収は二つ折りにさせる、学級担任はいじめアンケー トの結果を生徒指導主任に相談し、直ちに管理職に報告する。)

(イ) 教育相談体制の充実

各担任、養護教諭は定期的に懇談や面談を実施し、児童や保護者の声に耳を傾け、いじめ等の訴えがあった場合、児童や保護者の思いや不安・悩みを十分受け止める。また、いじめを訴えやすい環境の整備に努める。

② 早期対応

いじめを認知した場合、次の(ア)~(エ)に留意して、組織的に迅速かつ適切に対応する。

(ア) 安全確保

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを 知らせに来た児童の安全を確保する。

(イ) 事実確認

いじめを認知した場合や、児童がいじめを受けていると疑われる場合は、直ちにいじめの事実の有無を確認する。

(ウ) 指導・支援・助言

いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止するため、青少年育成センターや中学校スクールカウンセラー等外部組織にも協力を得ながら、複数の教職員等によって、いじめを受けた児童やその保護者への支援や、いじめを行った児童への指導またはその保護者への助言を継続的に行う。またその際、対応したことを記録として残しておく。

(エ)情報提供

いじめの早期解決を図るため、事実関係が明確になった情報を、 いじめを受けた児童の保護者やいじめをおこなった児童の保護者 に必要に応じて提供する。

③ 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的な配慮や被害児童等の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談し、適切に援助を求める。なかでも、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。

なお、児童の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については適宜適切に連絡する。また児童相談所や青少年育成センター等の関係機関との情報交換を適宜おこなう。

④ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を 受けた場合、そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録した 上で、当該児童およびその保護者に了解をとり、不適切な書き込み 等のあるプロバイダに連絡し、削除を要請する。

なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除 要請を依頼する前に警察に通報・相談する。

(4) 教職員の資質能力の向上について

「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る問題である」という基本認識に立ち、すべての教職員が児童としっかり向き合い、いじめの防止等にきっちり取り組める資質能力が身につけられるよう「職員室だより」等を発行し、各学期に1回以上の研修を行う。

(5) 家庭・地域との連携

保護者や地域住民の信頼関係を構築し、児童の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。また、いじめの防止等の取組について、保護者に理解を得て、PTA総会・本部役員会・理事会・学級懇談会等の機会に情報交換を行う。さらに、青少年育成推進協議会やPTA育成部等に協力を求め、街頭指導を実施したり、校外での児

童の様子を把握する。

(6)継続的な指導・支援

「いじめ」防止対策委員会や外部からスクールカウンセラーやソーシャルワーカー等を交えた研修会等を開催し、児童の人間関係を継続的に注視していく。

いじめを受けた児童については、継続的な心のケアに努めるととも に、自己有用感等が回復できるよう支援する。

またいじめを行った児童については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導する。

さらに、当該児童の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や 児童の言動を継続的に把握する。

(7) 取組内容の点検・評価

いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況を学校評価等 を利用して確認するとともに、「いじめ」防止対策委員会を中心に学校 基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

■ 5 重大事態の判断・報告

(1) 重大事態の判断・報告

次のような事態が発生した際、文部科学省で定めている重大事態対応フロー図をもとに、直ちに適切な対処を行う。

- ①いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態については、次の事項に留意する。

- ◆「生命、心身または財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた児童の状況に着目して判断する。
 - 〇児童が自殺を企画した場合
 - 〇身体に重大な障害を負った場合
 - 〇金品等に重大な被害をおった場合
 - 〇精神性の疾患を発症した場合
- ◆「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目 安とする。

ただし、児童がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対処を行う。

(2) 重大事態の調査の実施と結果の提供

ア 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する

- イ 「いじめ」対策委員会が中心になって、事実内容を明確にするための 調査にあたる
- ウ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童や 保護者に説明する等の措置を行う
- エ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方 法でいじめを受けた児童及びその保護者に対して提供する